

第2次都城市国際化推進プラン

(2018-2027)



世界を
ぐつと
近くに!



宮崎県都城市

◆用語の説明◆ このプランでは、下記のとおり市民に関する表現を使い分けています。

外国籍の市民…外国籍を有する市民のことを言います。

外国人市民……外国籍の市民及び海外にルーツを持つ日本国籍の市民のことを言います。

市民……………全ての市民のことを言います。

はじめに

インターネット等の情報通信技術の急速な発達・普及や、交通・輸送網の発展・拡大などにより、人・モノ・資金・情報などが、国境を越えて地球規模であらゆる分野において大規模かつ迅速に移動することが可能となりました。このような、いわゆるグローバル化、ボーダーレス化は、もはや本市においても当たり前の状況となっています。

このような中、本市が策定した第2次都城市総合計画基本構想を実現するための具体的な計画である総合戦略においては、グローバル化への対応と国際交流の推進を重点プロジェクトのひとつとして掲げ、国際化に向けた取組を促進しようとしています。

国際化の実現には、国際交流をきっかけとした人材の育成や国際化を推進するための基盤づくり、そして多文化共生社会の構築が不可欠です。これらの取組が、新たな価値観による本市の活性化と、市民一人ひとりによる国際社会の一員としての行動につながっていくものと考えます。

この計画では、「世界をぐっと近くに！」をスローガンに、市民の皆様と行政が、それぞれの役割に応じた連携を図りながら、計画的、戦略的に国際化を進めることを目指していきます。国際化を通して、本市の都市目標像である「市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ」の実現とともに、「国籍・民族を問わず笑顔が広がるまち」に向けて、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

市民の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力をお願ひいたします。

最後に、このプランの策定に当たり、活発な御議論をいただいた、第2次都城市国際化推進プラン市民策定委員会の委員の皆様をはじめ、数多くの御意見をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

2018(平成30)年10月

宮崎県都城市長

池田 宣永

目 次

第1章 都城市国際化推進プランの概要	1
(1)プラン策定の趣旨	1
(2)プランの位置づけ	1
(3)プランの期間	1
第2章 国際化推進プラン策定後の本市の状況	2
(1)外国籍の市民数の増加と国籍の多様化	2
(2)多文化共生施策の取組強化	3
(3)海外との連携強化	3
第3章 都市の国際化の現状と課題	4
(1)外国籍の市民数	4
(2)外国籍の市民の内訳	5
(3)国際交流・国際協力団体の活動	6
(4)個人の国際交流・国際協力活動	7
(5)国際化に関する教育	8
(6)友好交流都市との交流	9
(7)経済活動のグローバル化	10
(8)多文化共生の取組	11
第4章 国際化施策の基本的な方向性	12
(1)国際化へのステップ	12
(2)施策の方針	13
(3)施策の体系	15
(4)国際化推進の仕組み	16

第1章

都城市国際化推進プランの概要

(1) プラン策定の趣旨

本市では、2008（平成20）年度に国際化推進プランを策定し、国際化施策に取り組んできました。その背景にはインターネット等の情報通信技術の発達・普及や、交通・輸送網の発展・拡大などによるグローバル化がさらに進み、国際社会の一員として行動することができるグローバル人材の育成や、国際化を推進するための環境づくりを進めることができます。

特に、本市に居住する外国人市民の増加を受け、国籍や民族の違いにかかわらず誰もが対等な関係を築き、共に生きていく多文化共生社会の創造を新しく基本方針に加え、市に居住する外国人市民がいきいきと暮らすことのできる社会づくりに取り組んできました。

また、国際化の推進に海外との経済交流も欠かせないものとなり、取組を開始しました。

今回、これまでの施策の評価に基づき、さらなる本市の国際化を目指すため、都城市国際化推進プランを見直し、「世界をぐっと近くに！」をスローガンに、市民の皆様と行政がそれぞれの役割に応じた連携を図りながら、国際化に対応できるまちづくりを進めることを目指して、第2次都城市国際化推進プランを策定するものです。

(2) プランの位置づけ

本プランは、第2次都城市総合計画の国際化に関する部門別計画であり、国際化の基本的な考え方や総合的な施策の方向性を明らかにするものです。

(3) プランの期間

このプランの期間は、第2次都城市総合計画と連動し、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間とします。なお、本市をとりまく状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間の途中においても、必要な見直しを行うこととします。

また、本文中に記載している目標値については、5年ごとに見直します。

第2章

国際化推進プラン策定後の本市の状況

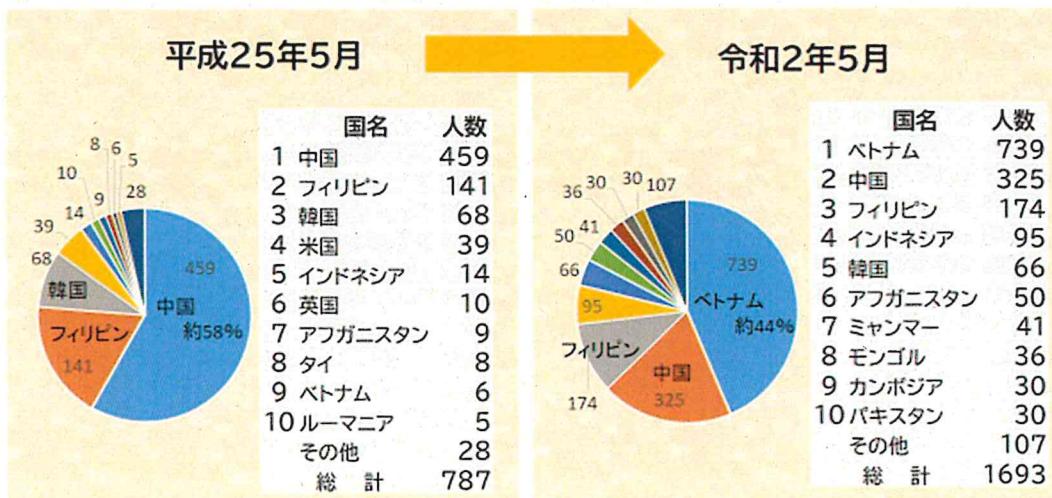
2008（平成20）年度に都城市国際化推進プランを策定した後の、本市の国際化をめぐる変容を振り返ります。

(1) 外国籍の市民数の増加と国籍の多様化

過去10年間で、外国籍の市民の数は約2.4倍になりました。また、外国籍の市民の国籍も多様化しています。



○国別の外国人住民数の比較



(資料：国際化推進室調べ)

(2) 多文化共生施策の取組強化

外国人市民も共生できる社会づくりのために、外国人市民が直面する障壁を取り除く施策への取組を強化しました。



生活安全に関する情報提供（2013～）

「防災に関する情報がほしい」「外国人同士が交流する場がほしい」との要望を受け、防災や救急・交通安全に関する講習会を実施しています。



日本語学習支援の機会拡充（2012～）

2007年から週1回行っていたボランティアによる日本語学習支援を、外国人市民の増加により2012年より週2回に増設しています。

(3) 海外との連携強化

グローバル人材の育成や海外市場の取込を目指した活動を開始しました。



オーストラリアの中等学校生との相互交流(2016～)

クイーンズランド州立中等学校への市内中学生派遣、同校生徒の受入を行っています。



2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン推進事業(2017～)

モンゴルのホストタウンに2016年に決定し、レスリングを通じた交流を実施しています。



モンゴルで都城産宮崎牛をPR(2015～)

在モンゴル日本国大使館主催のレセプションやウランバートル市内の日本食レストランで都城産宮崎牛をPRしています。



台湾で本市をPR(2016～)

観光客を呼び込むために台湾の旅行代理店等に本市をPRしています。

第3章

都城市の国際化の現状と課題

(1) 外国籍の市民数

■ 現状

本市の人口は、減少傾向にありますが、外国籍の市民数は、2019（令和元）年12月末現在1,600人で、2013（平成25）年末の824人と比較して、約94%増加しており、今後も増えていくものと思われます。

国籍別にみると、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシアに続き、アジア諸国が上位を占めています。また、在留資格では、技能実習¹が上位を占めています。



(資料：住民基本台帳)

■ 課題

本市が、2017（平成29）年に市内在住の外国籍の市民に対して行ったアンケートによると、本市での生活の中で足りないものとして、「日本文化や習慣、言葉に関する情報や活動」が上位にあがっています。また、地域住民とのコミュニケーションも活発に行われていないことも分かります。

このことは、大地震などの災害発生時や事故の際の外国人市民の安全確保にとって、大きな課題となります。そのため、外国人市民の生活環境の現状を把握し、地域社会での受入れ体制の整備などに取り組んでいく必要があります。さらに、外国人市民に地域社会の一員としてまちづくりに積極的に参画してもらう体制づくりも必要です。

¹ 技能実習…途上国の人材育成への協力を目的に国が実施している制度で日本に入国・居住する外国人に付与される在留資格。受入方式、習得・熟達する活動によって区分され、技能実習第1号(イ)(ロ)から第3号(イ)(ロ)まで6資格あります。

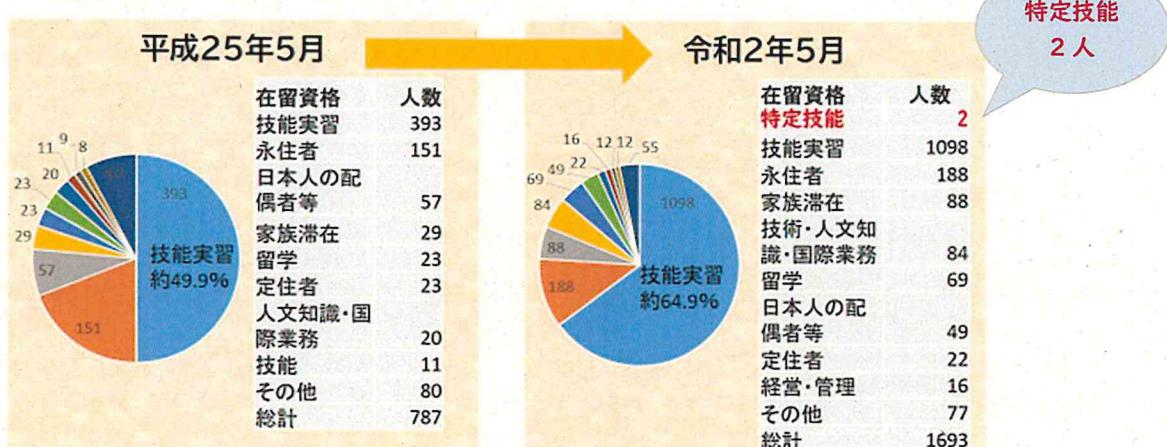
(2) 外国籍の市民の内訳

■ 現状

2017（平成29）年末現在の、本市で暮らす外国籍の市民の約半数は、働きながら学ぶ技能実習生で、外国籍の市民全体に占める割合が年々高くなっています。外国人技能実習制度は、技能、技術または知識の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力する、国の国際協力事業のひとつです。

一方で、技能実習制度を導入している事業所にとっては、技能実習生がいわゆる労働者として事業を支えている側面もあります。

○在留資格別の外国人住民数の比較



（資料：国際化推進室調べ）

■ 課題

将来的に生産年齢人口の減少が予測される中、技能実習生への需要が高まることが予想されます。また技能実習生だけではなく、2019（平成31）年4月から人手不足が深刻な産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人労働者を受け入れていく在留資格「特定技能²」が創設されました。労働者としての外国人受入の増加傾向は、本市だけではなく、日本国内または海外諸国においても同様であり、人材獲得競争が激しくなることが予想されます。

外国人市民の活力を生かすことは、本市の活性化の一助ともなります。このため、日本語学習支援や地域で孤立しない仕組みづくりなど、外国人市民が暮らしやすいまちづくりにさらに積極的に取り組む必要があります。

² 特定技能…特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

(3) 国際交流・国際協力団体の活動

■ 現状

市内には、従来からある国際交流団体に加え、近年新たに団体が設立され始めるなど、民間主体の国際交流活動が活発化してきています。また、これらの団体以外でも、海外との交流を積極的に実施している民間団体もあります。

各団体は、それぞれの特長を生かしながら、市民交流活動や経済交流活動、国際協力活動などを行っています。

●市内の国際交流・協力団体一覧

団体名		
1	宮崎日伊協会	1988(昭和63)年設立
2	モンゴルに風力発電機を贈る会	1993(平成5)年設立
3	日本中国友好協会都城支部	2000(平成12)年設立
4	宮崎日瑞（スウェーデン）協会	2002(平成14)年設立
5	都城国際交流協会	2006(平成18)年設立
6	都城モンゴル友好協会	2006(平成18)年設立
7	特定非営利活動法人 都城圏域日中友好協会	2007(平成19)年設立
8	宮崎日独協会	2013(平成25)年設立
9	都城日台友好親善協会	2017(平成29)年設立

(資料：平成29年度宮崎県国際化の現状)

■ 課題

団体間または行政との連携により、さらに活発な国際交流・協力活動が期待できます。現在は、都城国際交流協会主催の「ワールドフェスタ」で各団体の紹介コーナーを設ける活動を行っていますが、それ以外の方法でも、団体の独自性を生かしながら連携して本市の国際化を進めていく必要があります。



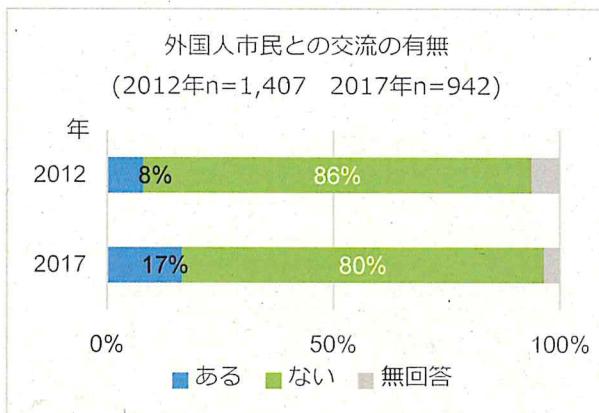
都城国際交流協会主催「ワールドフェスタ」

(4) 個人の国際交流・国際協力活動

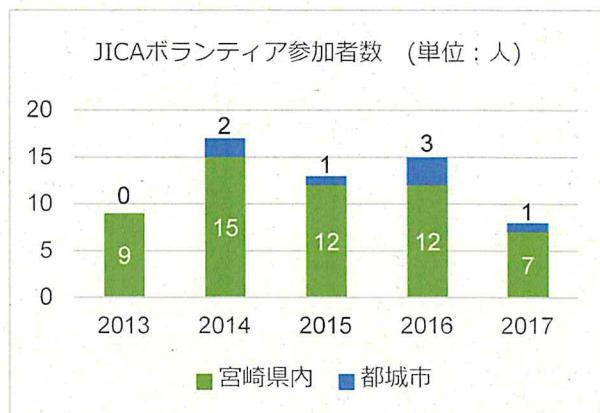
■ 現状

2017（平成29）年6月に実施した日本人の市民意識調査によると、回答者の17%が外国人市民と交流したことがあると回答しています。これは、2012（平成24）年のアンケート結果と比較すると数値が高くなっています。

国際協力については、発展途上国の支援を目的とした使用済み切手や古着の回収、募金活動など、身近な活動が様々な団体によって行われており、市民が、それぞれの状況に応じた方法で参加しています。また、国際協力機構（JICA）が実施するJICAボランティア事業には、本市から過去5年間で7人が参加しています。



（資料：2012年ふれあいアンケート
2017年国際化に関する意識調査）



（資料：JICA宮崎デスク調べ）

■ 課題

2017（平成29）年6月に実施した日本人の市民意識調査によると、外国人の人を身近に感じないと回答した人が66%います。これは、異文化に触れる機会がない人が多いことに起因している可能性があります。

国際化を進めるためには、多くの市民が国籍や民族に関わらず交流をし、異文化について理解していくことが必要です。合わせて、市民一人ひとりが世界の状況に目を向け、国際社会の一員としての行動をとることも重要です。

そのために、国際交流や協力を促す活動の機会や情報提供を増やすことが必要です。そして、それらを継続的かつ広域的に行うためのコーディネート機関や拠点、国際化を進める核となる人材を育成することが必要です。

(5) 国際化に関する教育

■ 現状

小・中学校・高等学校においては、中国・モンゴル及び英語圏の国籍を有する国際交流員（CIR）による国際理解講座²の実施や、外国語指導助手（ALT）、外国人教師等を活用した外国語教育など、国際化に関する教育の充実を図っています。また、本市が2016（平成28）年から開始した、本市とオーストラリアの中学生の相互交流事業や、高等学校における修学旅行など、青少年が外国の文化に触れる機会も増えてきました。高等教育機関においても、モンゴルや台湾の大学などとの学術交流も行われており、様々な形で国際化が進んでいます。



（資料：国際化推進室調べ）



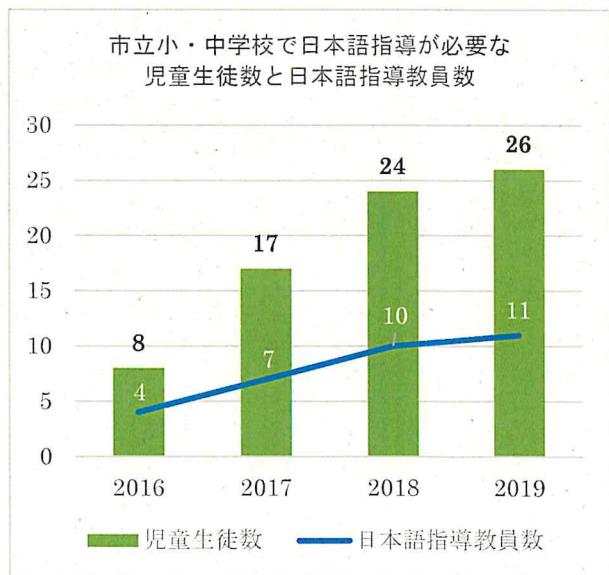
（資料：学校教育課調べ）

■ 課題

2020年度から小学校の新学習指導要領が全面実施され、小学校において英語が教科化されたことに合わせ、引き続き、教員の指導力向上を図っていく必要があります。

さらに青少年に対しては外国語教育のみならず、国際的な課題などに関する教育や、郷土を知り誇りに思う心を育てる教育の充実を図ることにより、グローバル社会に対応できる人づくりを推進していく必要があります。

また、小中学校に通う外国人の児童生徒が増えてきており、円滑な学校生活を支援する必要性が高まっています。



（資料：学校教育課調べ）

² 国際交流員が、出身国の紹介等を通して異文化などを理解するための講座

(6) 友好交流都市との交流

■ 現状

本市では、1999（平成11）年から、友好交流都市³である中華人民共和国重慶市江津区とモンゴル国ウランバートル市との間で、相互理解と協調を基本に、行政間の人的交流、芸術文化での交流、開発協力といった各分野での交流事業を実施しながら、友好親善を図ってきました。また、中国及びモンゴル国籍の国際交流員を活用し、相互理解に努めています。

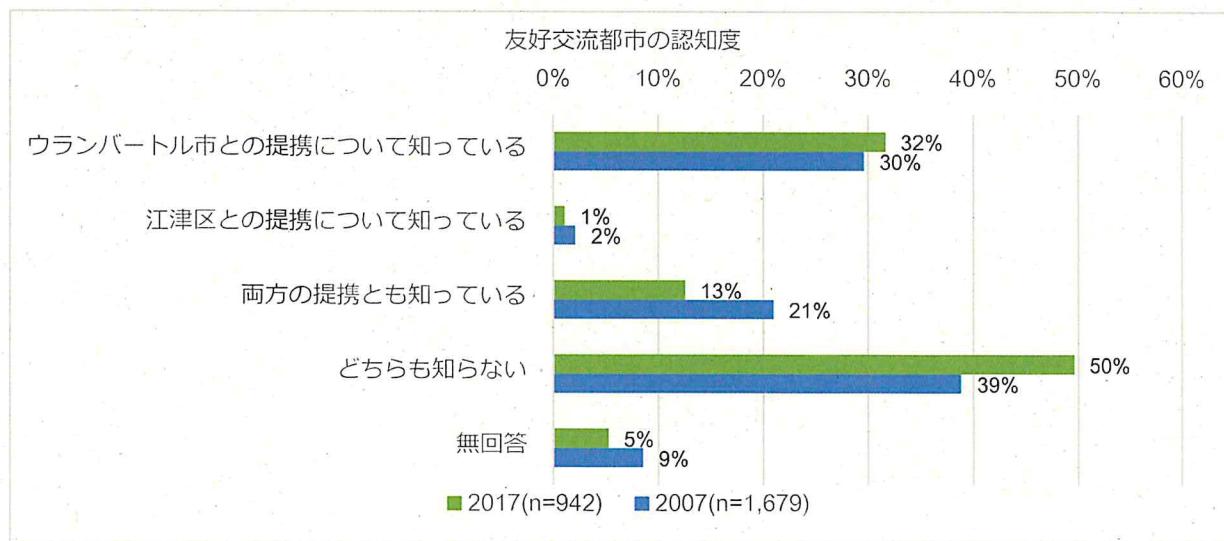
2014（平成26）年からはウランバートル市の青少年受入事業を開始し、2017（平成29）年には、9年ぶりに本市より市民交流団のモンゴル訪問事業を実施しました。2015（平成27）年からは、モンゴルにおける都城産の牛肉の販路開拓に向けた取組を開始しています。

■ 課題

2017（平成29）年6月に実施した日本人の市民意識調査において、重慶市江津区及びウランバートル市との友好交流都市提携を知っているか調査したところ、46%の人が両都市あるいはいずれかの都市との提携を知っている、と答えています。

しかし、2007（平成19）年度の調査においては、認知度は53%であり、今回の調査では、それを7ポイント下回る結果となりました。このため、両都市の特性や地域性を生かした交流を計画的に進め、市民への交流機会の提供など、交流成果の市民還元を図ることにより、市民交流の裾野を広げる必要があります。

今後、本市の国際化をさらに進めるにあたり、多文化施策の先進国である英語圏の都市とも友好的かつ有益な交流をすることが望まれます。



（資料：2007年ふれあいアンケート、2017年国際化に関する意識調査）

³ 「友好交流都市」とは、都市間交流の呼び方のひとつです。ほかに「姉妹都市」「友好都市」などがあります。

(7) 経済活動のグローバル化

■ 現状

経済活動のグローバル化に伴い、国境を越えた企業間競争が激化している状況の中、本市の企業・団体でも、海外企業との取引や、特にアジアを中心とした経済交流・貿易の振興などに取り組んでいます。

さらに、台湾などアジア各国から日本に来訪する観光客は急増しています。そこで、特に台湾からの観光客を本市に呼び込むために、都城産の牛肉と焼酎を活用した観光客誘致に取り組んでいます。



(資料：みやこんじょPR課調べ)



ミートツーリズム⁴用グランドメニュー

■ 課題

環太平洋経済連携協定(TPP)の新たな協定TPP11が発効の動きがあるなど、世界経済を取り巻く状況が不透明な中、地元企業が国際化により海外の成長市場の活力を取り込むことは、本市経済・産業を活性化させ、本市全体の国際化を牽引する大きな力となることが期待できます。しかし、ノウハウや人材の不足から海外への事業展開を実施していない企業等があります。

このため、グローバル化への対応を進めていくためには海外でのニーズを把握し、本市の企業とのマッチングを支援していくことが必要です。

また、海外からの観光客のさらなる増加を目指した環境整備と同時に、多くの地域へのPR活動にも力を入れる必要があります。

⁴ ミートツーリズム…都城市が誇る日本一の「肉と焼酎」を観光の目玉に据え、実際に産地に足を運んでもらい、meat（肉と焼酎）にmeet（会うこと）ができる観光旅行

(8) 多文化共生の取組

■ 現状

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです（2006（平成18）年総務省「地域における多文化共生推進プラン」）。

外国人市民は、本市において生活する中で、言葉の壁や文化・習慣の違い、偏見・誤解などに直面しています。このため、市ホームページや市刊行物の多言語訳、日本語学習支援や生活安全交流会実施など、外国人市民が本市でよりいきいきと安心・安全に暮らせるような多文化共生事業に取り組んでいます。



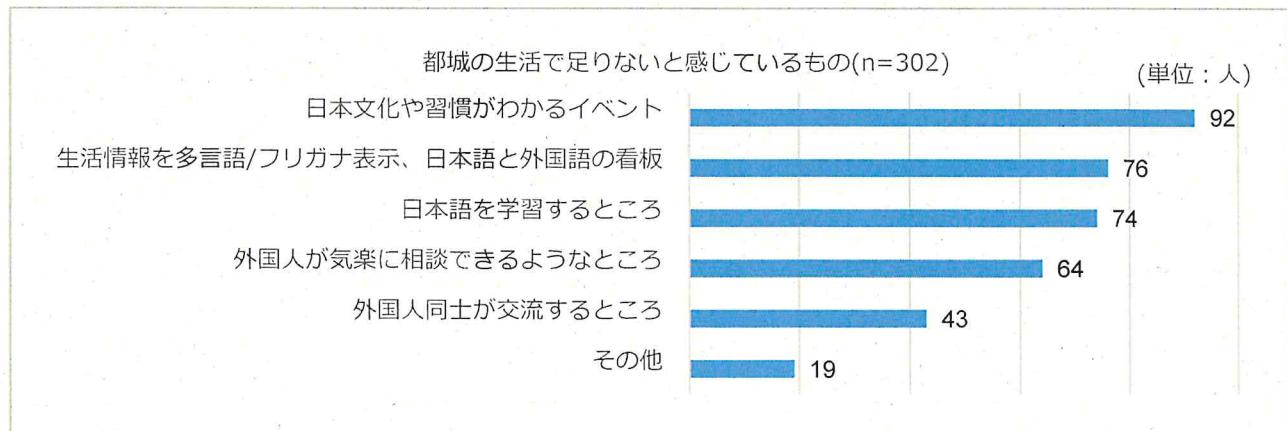
外国人市民対象の生活安全交流会

■ 課題

外国人市民は、日本語によるコミュニケーション能力や災害に関する知識の不足から、災害時に要支援者となります。そこで、外国人市民への支援体制を構築しておくことが急がれます。支援する際は、外国人市民の生活形態や文化などに配慮しきめ細やかに行うことが必要です。

さらに、周辺住民との相互理解が進まず、各人の能力を十分に発揮できないと感じている人もいます。

このため、外国人市民への支援と同時に、外国人市民にも本市の構成員の一員として、地域社会の活動への参加と、社会参画を促す必要があります。



(資料：2017（平成29）年度国際化に関する意識調査)

第4章

国際化施策の基本的な方向性

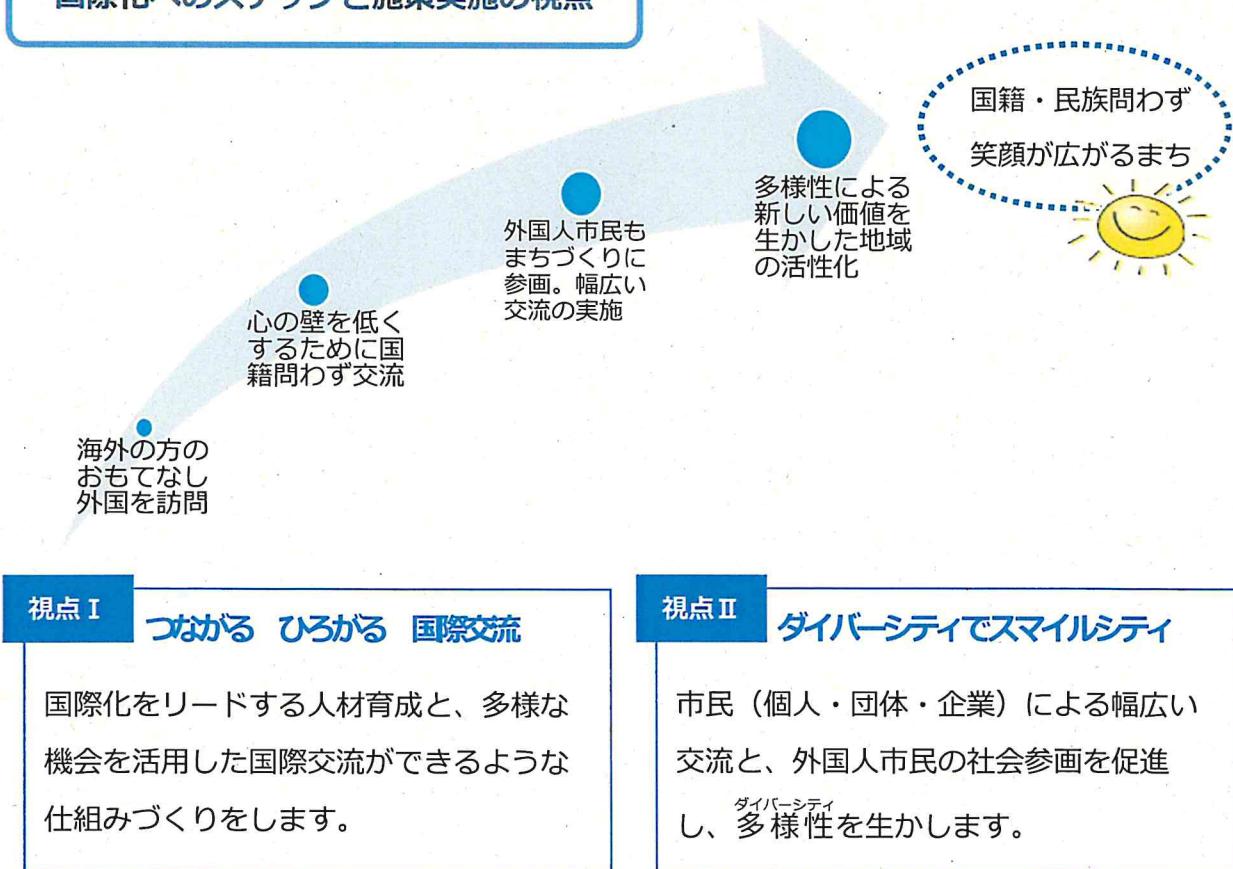
(1) 国際化へのステップ

本市が目指す国際化は、「国籍・民族問わず笑顔が広がるまち」をつくることです。様々な国籍・民族が持つ多様性（Diversity）を認め、生かすことは、新しい価値観を生み出すことにつながり、ひいては本市の活性化につながります。

本市を笑顔が広がるまちにするため、はじめのステップでは、日本人の市民が、あらゆる形で外国の文化に触れる機会をつくることにより、日本人の市民が、世界に目を向け、外国人や外国を身近に感じ受け入れるような状態をつくります。次に、外国人市民についても、積極的に社会参画していくことを促し、多様性のある多文化共生を広めていきます。

そして、海外のヒト・モノが往来する状態、市民が国際社会の一員として責任ある行動をとれる状態を作り出し、本市の活性化につなげていきます。

国際化へのステップと施策実施の視点



(2) 施策の方針

本市を「国籍・民族問わず笑顔が広がるまち」にするため、このプランのスローガンを「世界をぐっと近くに！」とし、次の四つの方針で施策に取り組みます。

■ 方針1 国際感覚豊かな人づくり

グローバル化に対応することは、新たな文化を創造したり、地域の良さを見直したりするなど、本市の魅力と活力の増大につながります。そのために不可欠なのが、グローバル化への対応の重要性を理解し、本市の国際化をけん引することのできる国際感覚豊かな人材です。

そのために市内の団体や個人が国際理解を深めることのできる機会をつくっていきます。

また、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人を育むことも必要であることから、グローバル化に対応した教育を推進します。



外国語指導助手(ALT)との授業

■ 方針2 多様な国際交流・協力の促進

市民一人ひとりが国際交流や国際協力に参加し、世界を身近に感じることは、異文化を理解しその多様性を認めることにつながります。



ネイティブスピーカーと英語で交流

そこで、国際交流や協力を促す活動の機会を積極的に増やすために、国際交流・国際協力に取り組んでいる団体等と行政との連携を主導するコーディネート機関及び拠点整備など基盤づくりに取り組みます。

さらに、友好交流都市との交流を充実させるだけでなく、英語圏の都市との交流や、文化・スポーツなど多様な分野での国際交流活動に取り組みます。

■ 方針3 多文化共生社会の構築

外国人市民の多様な価値観を共有し、対等な関係を築きながら本市の構成員の一員として地域社会の活動への参加と社会参画を促すことは、新しい価値観の創造や本市が本来持つ魅力を磨くことにつながり、本市の活性化の一助となります。

しかし、外国人市民の中には、日本語によるコミュニケーションや日本の生活や習慣に関する知識が不足している人が多くいます。また、周辺住民との相互理解が進んでいない場合もあります。

外国人市民の本市の構成員としての共生を推進するために、生活形態や文化などに配慮しながら、外国人市民の不安を取り除き、いきいきと暮らせるようなきめ細やかな支援を行います。そして、外国人市民への支援と同時に、外国人市民にも地域社会の活動への参加と、社会参画を促します。



外国人市民向け生活安全講習

■ 方針4 観光・経済交流の促進

世界中で国境を越えた経済活動が当たり前のように行われている今日では、本市においても国内市場だけではなく海外との経済活動にも取り組む必要性があります。そのためには、他の国の产品に太刀打ちできる品目に、消費者に選択される付加価値を与えることが求められます。このため、海外での経済活動に向けた取組を実施しようとする地元企業を支援します。

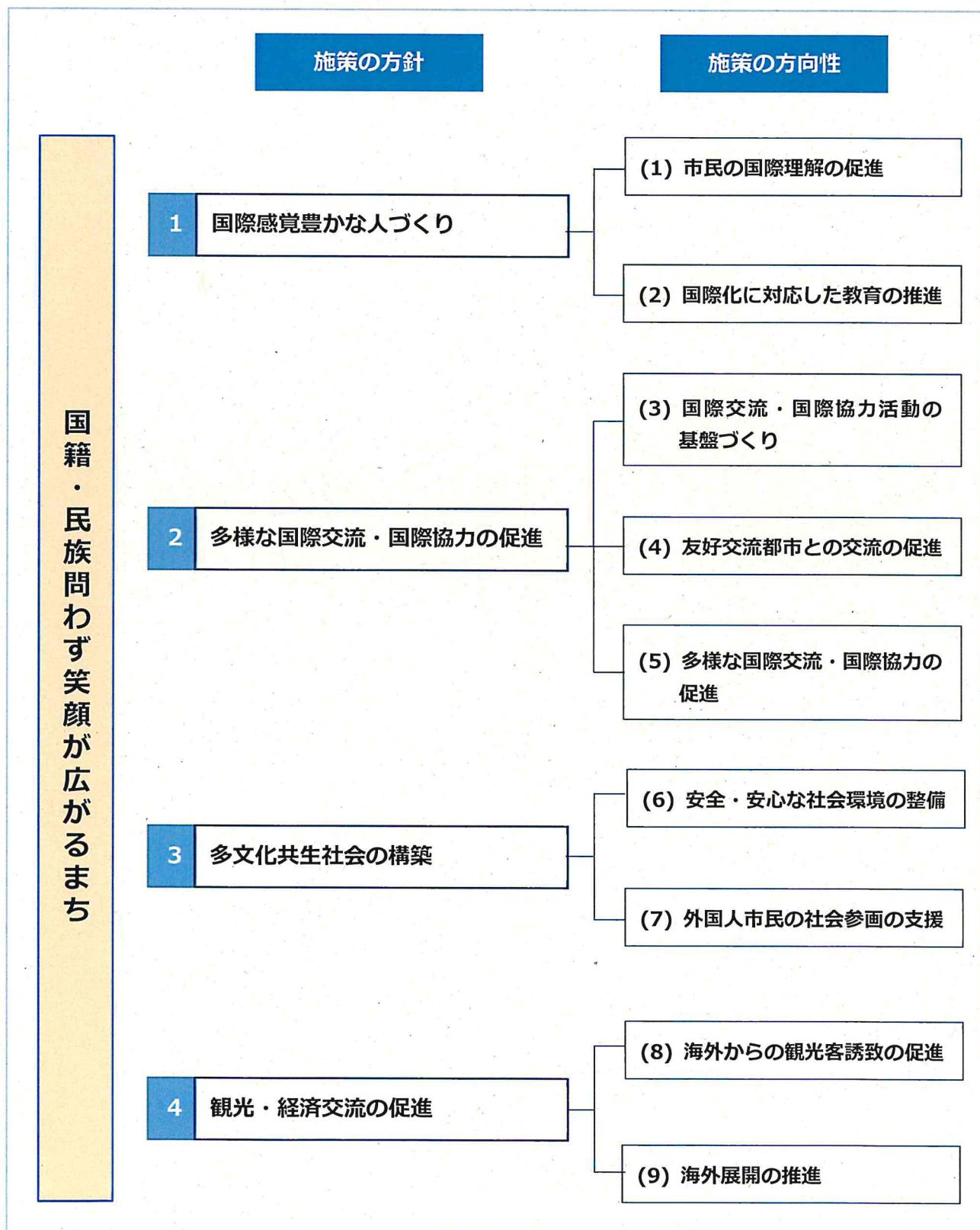
また、まず海外からの観光客に本市を訪問してもらい、消費者自身に本市が誇る食や歴史・文化を体験してもらうことから始めることも重要です。そこで、海外からの観光客の誘致のための多言語対応等の環境整備や海外への広報活動にも力を入れます。



観光地及び文化施設への無料Wi-Fi

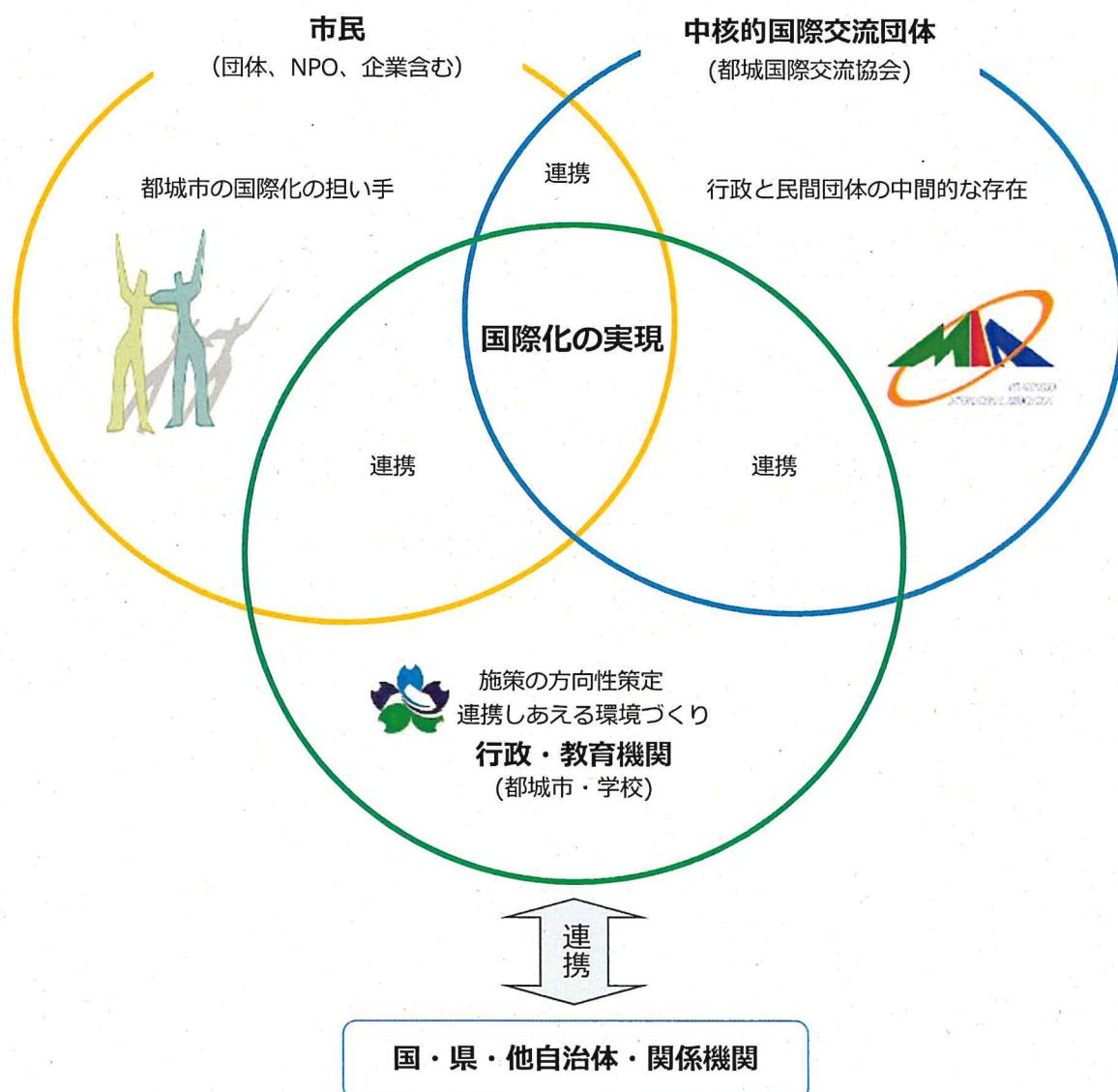
(3) 施策の体系

四つの方針を含めたプランの体系は、次のとおりです。施策の方針ごとに方向性を定めています。



(4) 國際化推進の仕組み

本市の國際化推進の主体は「市民(国際交流・協力活動を行う個人、団体を含む。)」、「中核的国際交流団体」、「行政や教育機関（市・学校）」等で構成され、円滑かつ効果的に推進するには、各主体間の連携が必要です。



第2次都城市国際化推進プラン（一部改訂）

発行日 2018年（平成30年）10月 9日

改訂日 2021年（令和3年）12月21日

【改訂理由】 改正入国管理法の施行による外国人材の受入制度が拡充され、新たな在留資格が創設されたことに伴い一部を改訂するもので、あわせて、文言及びデータの修正等を行います。

発行者 都城市

編 集 都城市総合政策部国際化推進室

宮崎県都城市姫城町6街区21号

電 話 0986-23-2295（直通）

F A X 0986-23-3223

E-mail intl@city.miyakonojo.miayazaki.jp

那城

幸せ人々、みやこのじょう

日本一の肉と焼肉、とっておきの自然と伝統